

令和6年2月14日記者会見終了後まで

非 公 開

第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画（案）に対する
市民意見等の募集（パブリックコメント）結果及び計画（案）の決定について

保健福祉部 障害福祉課

(1) 募集期間 令和5年12月1日（金）～12月28日（水）

(2) 計画（案）の閲覧及び「意見用紙」配布窓口

- ・市役所（障害福祉課、行政資料コーナー）
- ・各支所
- ・市ホームページ

(3) 提出方法

- ・障害福祉課、行政資料コーナー、各支所の窓口へ提出
- ・市ホームページ「ながの電子申請サービス」で提出
- ・郵送、FAX、電子メールで長野市役所障害福祉課へ提出

(4) 意見の公表

- ・提出いただいた意見等への個別の回答は行わない
- ・意見等に対する検討結果を市ホームページで公表

(1) 意見等の件数 24件

(2) 意見に対する市の対応

対 応 方 法	件数
A：計画案を修正・追加する	4件
B：計画案に盛り込まれており、修正しない	0件
C：計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする	14件
D：計画案に反映しない	0件
E：その他（質問への回答、状況説明等）	6件
合 計	24件

(3) 意見等に対する計画（案）の該当項目

項 目	件数
第1章 計画策定に当たって	7件
第2章 成果目標及び活動指標	3件
第3章 障害福祉サービス等の見込み量と確保の方策	12件
第4章 その他の事項	1件
第5章 計画の推進	1件
合 計	24件

No.	計画案該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方
1	第1章 4 サービス等の利用 ニーズ及び事業展開の 意向 P19	P19：地域生活支援拠点等の整備について。どのように面的整備型によって整備されているのか、 現状と課題を具体的に記載 していただきたい。	地域生活支援拠点の機能と課題について 加筆修正 いたします。
<p>本市では、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」によるサービスの整備を進めており、<u>箇所数としては令和元年度時点で、目標を達成しています。</u></p> <p>しかしながら、相談支援センターの集約設置により十分に機能していない状況が続いており、地域生活支援拠点等の5つの機能毎に現状を整理して、再検討しているところです。今後、基幹相談支援センターの設置にあわせて、拠点コーディネーターの配置など体制整備を図ります。</p> <p>※5つの機能・・・①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受入・対応 ④専門性（専門的人材の確保・育成） ⑤地域の体制づくり</p>			
2	第2章 (3) 地域生活支援 拠点等が有する機能の 充実 P28	P28：地域生活支援拠点等が有する機能の 充実 について。基幹相談支援センターの設置というだけでなく、地域診断等をして地域を評価することで課題を整理・明確化して、地域全体で課題を共有することが必須と考えられる。面的整備型で、どこが、どのように 役割 を担っているのか、 具体的に記載 していただいたうえで、 地域としての課題を整理 して、長野市としての方向性を検討してほしい。	整理番号1 の意見と同様に 修正 いたします。

No.	計悪案該当箇所	意見・提案等の概要	市の考え方
3	第2章 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 P28	P28：「(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 」について。【目標】の5～6行目『この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。』とあるが、委託相談で受入体制の整備をしたことはない。他のページの 地域生活支援拠点等の記載 についても同様に 疑問がある 。	整理番号1の意見と同様 ですが、十分に機能していない状況があることから、現状と課題について 加筆修正 します。
<p>障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。</p> <p>この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、<u>従来の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。</u>しかしながら、<u>相談支援センターを集約設置したことにより、これらの体制が十分に機能していない状況が続いています。</u>今後は、既に確保している体制の機能に加え、<u>基幹相談支援センター*の設置にあわせて拠点コーディネーターの配置などの体制整備を図り、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。</u></p>			
4	第4章 その他の事項 (4) 障害を理由とする差別の解消の促進 P61	P61：1行目について、障害者差別解消法のとおり「 不当な差別的取扱いの禁止 に向け…」としたら どうか 。	「施設、職場、家庭等、様々な場面における 不当な差別的取扱いの禁止 に向け…」と修正します。
<p>○施設、職場、家庭等、様々な場面における不当な差別的取扱いの禁止に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約等、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。</p>			

No.	計画案該当箇所	意見・提案等の概要	考え方
1	第1章 2 計画の基本的な方向 P3～4	「 計画の基本的な方向 」に掲げたことを 実行して欲しい 。 精神疾患を抱えた人に対し、年金受給という対象療法にとどまらず、それぞれの能力、個性を發揮できる場を提供する仕組みづくりをしてほしい。	各種施策を通して「 計画の基本的な方向 」に掲げた内容を 実行してまいります 。
2	第1章 3 障害のある人の状況 P11	P11：「 ⑤医療的ケア児数 」について。（数値確認中ではあるが）平成31年4月1日の数字となっている。そもそも、 実数把握が難しく課題 となっている。	医療的ケア児のうち、 障害福祉サービスを利用する児童については把握しておりますが、それ以外の児童 については、長野県医療的ケア児支援センターと連携し、 把握に努めてまいります 。
3	第1章 4 サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向 P14・15	P14～P15：「（1）障害者の利用ニーズ」の「 ①今後、利用したいニーズ 」「 ②利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス 」及び「（2）障害児の利用ニーズ」の「 ①今後利用したいサービス 」の項目が「 同行援護・行動援護 」がセットになっている。対象者も違うので、 一緒によいか疑問 。	今回の調査では「自宅で受けるサービス」「外出時に同行するサービス」という分類で調査を行ったものです。 次期基本計画策定時 はより 個別のサービスについてニーズ調査を実施します 。
4	第1章 5 前期計画における成果目標の達成状況 P18	P21：「（5）障害児支援の提供体制の整備等」について。11～12行目に『平成30年度からは、「 長野圏域障がい児等医療支援推進会議 」が開催され、体制整備に具体的に取り組んでいます。』とあるが、その会議は3～4年開催されておらず、今のところ開催予定もないので、 記載するのはいかなものか 。	「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」はここ数年開催されておりませんが、会議体としては存続しています。医療的ケア児について協議する場の一つとして、所管する長野県長野保健福祉事務所に会議の開催を働きかけていきます。

No.	計画案該当箇所	意見・提案等の概要	考え方
5	第3章 2 見込み量と確保の方策 P40	P40：「③同行援護」について。「引き続き需要が高いことが見込まれるため、県と連携し、ガイドヘルパーの養成・確保に努め、サービスの提供体制の維持に努めます。」とあるが、 誰が県と連携するのか 分からず疑問。また、研修に要する費用も高額なので、 どう働きかけていくのか 疑問。	文章の修正はいたしません。市と県で連携し、ガイドヘルパーの養成・確保についての課題を共有し検討してまいります。
6	第2章 (6) 相談支援体制の充実・強化等 P34 第3章 2 見込み量と確保の方策 P47・P51	基幹相談支援センター・相談支援事業について。精査された実績や、地域全体で共有された地域課題を基に、基幹相談支援センターの役割を検討することが必要。現在の相談支援事業・相談支援機能強化事業との違いや基幹相談支援センターの必要性を地域課題を基に整理して、 基幹相談支援センターの設置について検討する ようにしてほしい。	基幹相談支援センター設置にあたり、いただいた意見を踏まえて検討してまいります。
7	第3章 2 見込み量と確保の方策 P39 P45	P39「同行援護」について、 視覚障害者を援護するヘルパーが不足している ので、 養成に力を入れて増やして欲しい 。 P45の「共同生活援助」について、 視覚障害者専用のグループホームを設置して欲しい 。	P40で「ガイドヘルパーの養成・確保に努め」と記載しております。またP45では「障害の特性に応じたグループホームの確保に努めます」と記載しております。いずれも 当事者の方からの声として受け止め、今後の取組に生かしてまいります 。

No.	計画案該当箇所	意見・提案等の概要	考え方
8	第3章 2 見込み量と確保の方策 P39～P57	「見込み量の確保の方策について」、全般的に「事業所に働きかけ、新たな事業者の参入を促進する」「全体量を増やす」「担い手の育成と確保に努める」といった記述があるが、 人材不足の中でどのように確保するのか 、大いに疑問がある。実効性について留意しつつ、サービス見込み量が確保できる方策を、 具体的に記載していただきたい。	計画のそれぞれの項目には記載いたしません。事業所に従事する職員の処遇改善を国などに働きかけたり、雇用・労働部門の協力を得ながら 人材不足解消に向けた施策に取り組んでまいります。
9	第3章 2 見込み量と確保の方策 P46～P47	P46/P47：計画相談支援の見込み量が増えているが、事業所数や担い手である 相談支援専門員の確保と育成について、具体的な記載が必要。	相談支援専門員の確保と育成は今後の課題であることから、具体的な方策につきましては、長野市障害ふくしネットや審議会などでご意見を聞きながら研究してまいります。
10	第3章 2 見込み量と確保の方策 P52・54・56	P52・P54・P56：地域活動支援センターについて。 地域による偏在 がみられる。地域のニーズを検討しながら、 地域をみでの整備 を進めていただきたい。	今後の整備では 地域のニーズを把握し進めてまいります。
11	第3章 2 見込み量と確保の方策 P56	⑨地域活動支援センター機能強化事業について 記載内容の修正（追加）を希望する。 「利用者の重度化・多様化の現状があり支援体制を手厚くする観点から、人材確保・育成に重点をおく。」	地域活動支援センターは多様な利用者の受入れのため、事業所によって異なる特色があります。 各事業所に必要な体制を支援し、引き続き利用者の社会参加を促進してまいります。

No.	計画案該当箇所	意見・提案等の概要	考え方
12	第3章 2 見込み量と確保の方策 P52・54・56	P45：【見込み量確保の方策】「①共同生活援助（グループホーム）」について。 「必要とする障害者が待機することなく利用出来るよう、グループホーム数の確保に努めます。」とあるが、 本当にグループホームが必要なのか 、といったことの検証も必要ではないか。	この項目では、グループホームに入居を希望する際に「空きがなく入れない」という状況をなるべく減らしていくため、グループホーム数の確保に努める旨を記載しています。グループホーム入居を希望する方に入居が適しているかどうかは、 個別支援の中で検討・検証してまいります。
13	第3章 2 見込み量と確保の方策 P54	P54： 移動支援のニーズはあっても、実際担える事業所が限られているのが現状。 事業所が担いにくい地域の実情と照らし合わせながら、利用者の必要な外出を確保できるよう見直しが必要な部分も多いと感じる。	事業所など担い手が不足していることや、地域の実情によっても異なることを課題として受け止め、 ご意見を今後の施策に生かしてまいります。
14	第3章 2 見込み量と確保の方策 P54	P54： 移動支援事業 について 令和5年度まで件数が伸びているのに、令和 6年度以降、数字が変わらないのは何故か。提供しづらさなど課題があるようにも感じる。	新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えがあったことも考えられることから、令和5年度までは件数の増加を見込みましたが、 担い手となる事業所に限りもある ことから、当面利用者数は同程度になるものと見込んだものです。 担い手不足が課題 であることについては、今後 研究してまいります。

No.	計画案該当箇所	意見・提案等の概要	考え方
1	第1章 4 サービス等の利用 ニーズ及び事業展開の 意向 P17	P17の定員増減と、この後のページの該当箇所 （P25：【目標② 施設入所者の削減】など）に 数字が反映されていない。	P17の定員増減は長野市内にある施設について今後の 定員数の見込を調査したものです。また、P25の成果目 標に掲げている施設入所者数は、長野市で支給決定 をしている施設入所者を対象として、国の指標に基づき 目標設定しており、市外の施設に入所している方の入 所者数も含まれています。そのため 市内施設の増減数と施 設入所者数の見込数は一致しない資料となっております。
2	第1章 5 前期計画における 成果目標の達成状況 （4）福祉施設から 一般就労への移行促 進 P20	P20：（4）福祉施設から一般就労への移行促 進」について。一般就労への移行者数、 下方修正と なっているが 、新型コロナの影響もあったかと思われ るので、その旨記載してもよいのではないかと。	P20は現行計画での目標達成状況を記載したものであり、 令和4年度実績で目標に達していない項目はありますが、 次期計画の令和8年度目標はP29に記載して おり、いずれも令和5年度よりも大きい目標値としており ます。
3	第2章 （6）相談支援体制 の充実・強化等 P34	P34： 実績の数値 について、実際の数値と異なる ため 精査が必要。	ご指摘を受け 精査 しました。
4	第3章 2 見込み量と確保の 方策 （4）相談支援・地域 生活支援拠点 P46	P46：【（4）相談支援・地域生活支援拠点】に ついて。「ア 計画相談支援」の2行目に「サービス利 用計画」とあるが、「サービス等利用計画」の 間違い ではないか。	ご意見のとおり「 等 」の字を 加筆 します。

No.	計画案該当箇所	意見・提案等の概要	考え方
5	第3章 2 見込み量と確保の方策 P57	P57：地域生活支援事業（任意事業）の実績と見込み量の表について。訪問入浴サービスの数字がR4・19→R5・16→R6・16となっている。 なぜ減少になったのか。	例年新規登録がある一方、 利用者の死亡や介護保険制度への移行による登録数の減少もあります。 現時点で令和5年度の利用登録者数は16人であり、結果として令和4年度と比較し減少したものとなっています。
6	第5章 2 計画の推進 P64	P64： ふくしネットの図が今と合っているかどうか。 運営部会⇒運営委員会 ふくしネット事務局自体は長野市。補助を委託となっているので確認してほしい。	ご意見のとおり「運営部会」を「 運営委員会 」へ、「ふくしネット事務局」を「 ふくしネット事務局（長野市） 」へ 変更 します。

■ 計画の策定経過及び今後のスケジュール

月 日	内 容
令和5年5月30日	長野市社会福祉審議会に諮問
令和5年11月13日	計画素案決定（臨時部長会議）
令和5年12月1日～28日	市民意見等の募集（パブリックコメント）
令和6年1月22日	障害者福祉専門分科会において計画案承認
令和6年2月1日	長野市社会福祉審議会からの答申
令和6年2月6日	臨時部長会議（パブコメ結果の報告及び計画の決定）
令和6年2月9日	市議会政策説明会
令和6年2月14日	記者会見
令和6年4月1日	第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画スタート